

高原町ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高原町広告掲載要綱（令和7年3月10日定め。以下「掲載要綱」という。）の規定に基づき、高原町のホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に定めるものその他、掲載要綱において使用する用語の例による。

(1) バナー広告 町ホームページ上に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページ等にリンクするものをいう。

(2) 広告掲載開始日 広告掲載を開始する日

(3) 広告掲載終了日 広告掲載を終了する日

(規格)

第3条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 上下 60ピクセル

(2) 左右 170ピクセル

(3) 容量 10キロバイト以内

(4) 形式 G I F (アニメーション不可)、J P E G

(掲載位置及び枠数)

第4条 バナー広告は、町のホームページのトップページで町が指定した位置及び枠数とする。

(掲載の期間)

第5条 広告掲載開始日から広告掲載終了日までの期間は、1月を単位とし、4月から翌年3月までの間で広告主が希望する期間とする。なお、連続する掲載期間は最大12月とする。

2 広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1バナー広告枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税相当額分を含む。）とする。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿等を添付して、掲載を希望する期日の1月前までに町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、掲載の可否を審査し、決定するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の可否が決定したときは、申請者に対し、広告掲載通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

(掲載の取消し)

第9条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又はこの要領に違反すると認められるときは、広告掲載を取り消すものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取消しを行うときは、広告掲載取消等通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(広告掲載料の納入方法)

第10条 広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町長の指定する方法により納入するものとする。

2 広告掲載料の納入を確認した後でなければ、広告を掲載することはできない。

3 納入された広告掲載料は、広告掲載を取り消したときでも返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(禁止表現)

第11条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止とする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) 閲覧者が町に関するものと錯認するおそれがあるもの
- (5) 町のホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (6) その他広告の表現として適当でないと認められるもの。バナー広告のリンク先の内容も対象とする。

(原稿の作成)

第12条 バナー広告原稿は、広告主が作成し、電子媒体により提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。